

契 約 書

依頼者(以下「甲」という)と、弁理士榎 一(以下「乙」という)とは、乙が甲の委任を受けた代理人として、特許、実用新案、意匠もしくは商標の業務を行なうにつき、次のとおり契約する。

第1条 (本契約書の適用)

本契約書は、甲が乙に依頼する特許、実用新案、意匠及び商標の業務のすべてに適用する。

第2条 (業務の依頼及び遂行)

甲は、乙に対して業務の依頼をするものとし、乙は依頼の趣旨を遵守して業務を遂行するものとする。

2. 乙が、出願関係書類、補正書、意見書等の原稿を作成したときは、特別の場合を除き甲の意見を徴するものとする。

第3条 (甲の指示)

乙による業務の遂行に当たって、乙は、必要な事項について甲に追加の指示を求めることができる。乙による追加の指示の回答期限までに、甲から指示がなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

第4条 (連絡)

乙は出願業務等に関し特許庁等から通知を受けたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

第5条 (手数料及び謝金)

本業務の手数料及び謝金については、別に定めるところによる。

2. 乙は、手数料及び謝金が発生した場合に甲に請求し、甲は乙に対し請求月の翌月末までにこれを支払うものとする。

3. 前項の手数料等の支払いがなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

第6条 (キャンセル規定)

乙の業務が開始する前に甲が乙に対して依頼を取り消す場合、乙は甲に対して費用の支払いを求めないものとする。

2. 乙の業務が開始した後に甲が乙に対して甲の依頼を取り消す場合、乙は、その時点の成果物を甲に納品すると共にその成果物作成の対価を甲に請求するものとし、甲は乙にその対価を支払わなければならない。

第7条 (秘密保持)

甲および乙は、本業務を遂行する上で知り得た相手方の技術上、営業上、業務遂行上の情報を一切第三者に漏洩してはならないものとする。

第8条 (資料の保管及び返還)

乙は甲から提供を受けた資料等は、秘密裏に保管するものとする。

2. 乙は甲から提供を受けた資料は出願などの当該業務が完了した後、甲の求めに応じて甲に返還するものとする。

第9条 (連絡手段の確保)

甲または乙は、その本店、居所、住所を変更した際には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

2. 甲から乙への前項の通知がなかった場合、それ以降の甲からの委託案件に関する乙の特許庁への手続の懈怠については、乙の責を問われないものとする。

第10条 (有効期間)

本契約書の有効期間は、 年 月 日から1年間とし、この期間満了前に、甲・乙いずれからも解約の申し出がない場合は、有効期間を1年間自動延長し、以後これにならうものとする。

2. 第7条の規定(秘密保持)については、前項の規定にかかわらず、解約または期間満了による終了後も10年間有効とする。

第11条 (協議)

本契約書に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上解決に当たることとする。

※本契約締結の証として署名の上、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲(個人名、または法人名及び代表者名)

乙(はじめ国際特許事務所 弁理士 榎 一)

契 約 書

依頼者(以下「甲」という)と、弁理士榎 一(以下「乙」という)とは、乙が甲の委任を受けた代理人として、特許、実用新案、意匠もしくは商標の業務を行なうにつき、次のとおり契約する。

第1条 (本契約書の適用)

本契約書は、甲が乙に依頼する特許、実用新案、意匠及び商標の業務のすべてに適用する。

第2条 (業務の依頼及び遂行)

甲は、乙に対して業務の依頼をするものとし、乙は依頼の趣旨を遵守して業務を遂行するものとする。

2. 乙が、出願関係書類、補正書、意見書等の原稿を作成したときは、特別の場合を除き甲の意見を徴するものとする。

第3条 (甲の指示)

乙による業務の遂行に当たって、乙は、必要な事項について甲に追加の指示を求めることができる。乙による追加の指示の回答期限までに、甲から指示がなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

第4条 (連絡)

乙は出願業務等に関し特許庁等から通知を受けたときは、速やかに甲に連絡するものとする。

第5条 (手数料及び謝金)

本業務の手数料及び謝金については、別に定めるところによる。

2. 乙は、手数料及び謝金が発生した場合に甲に請求し、甲は乙に対し請求月の翌月末までにこれを支払うものとする。

3. 前項の手数料等の支払いがなされなかった場合、乙は、それ以降の乙の業務の遂行を停止することができる。

第6条 (キャンセル規定)

乙の業務が開始する前に甲が乙に対して依頼を取り消す場合、乙は甲に対して費用の支払いを求めないものとする。

2. 乙の業務が開始した後に甲が乙に対して甲の依頼を取り消す場合、乙は、その時点の成果物を甲に納品すると共にその成果物作成の対価を甲に請求するものとし、甲は乙にその対価を支払わなければならない。

第7条 (秘密保持)

甲および乙は、本業務を遂行する上で知り得た相手方の技術上、営業上、業務遂行上の情報を一切第三者に漏洩してはならないものとする。

第8条 (資料の保管及び返還)

乙は甲から提供を受けた資料等は、秘密裏に保管するものとする。

2. 乙は甲から提供を受けた資料は出願などの当該業務が完了した後、甲の求めに応じて甲に返還するものとする。

第9条 (連絡手段の確保)

甲または乙は、その本店、居所、住所を変更した際には、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

2. 甲から乙への前項の通知がなかった場合、それ以降の甲からの委託案件に関する乙の特許庁への手続の懈怠については、乙の責を問われないものとする。

第10条 (有効期間)

本契約書の有効期間は、 年 月 日から1年間とし、この期間満了前に、甲・乙いずれからも解約の申し出がない場合は、有効期間を1年間自動延長し、以後これにならうものとする。

2. 第7条の規定(秘密保持)については、前項の規定にかかわらず、解約または期間満了による終了後も10年間有効とする。

第11条 (協議)

本契約書に定めのない事項につき疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上解決に当たることとする。

※本契約締結の証として署名の上、契約書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

年 月 日

甲(個人名、または法人名及び代表者名)

乙(はじめ国際特許事務所 弁理士 榎 一)

包 括 委 任 状

西暦 年 月 日

私は、識別番号 100210804(弁理士) 榎 一 氏 をもって、代理人として下記事項を委任します。

記

1. すべての特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願及び防護標章登録出願に関する手続並びにこれらの出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
1. すべての実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更
1. すべての特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更
1. すべての特許出願又は実用新案登録出願から意匠登録出願への変更
1. すべての通常の商標登録出願から団体商標の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1. すべての団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、地域団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1. すべての地域団体商標の商標登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は防護標章登録出願への変更
1. すべての防護標章登録出願から通常の商標登録出願、団体商標の商標登録出願又は地域団体商標の商標登録出願への変更
1. すべての特許出願又は実用新案登録出願に基づく特許法第41条第1項又は実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
1. すべての実用新案登録に基づく特許法第46条の2第1項の規定による特許出願及び出願の取下げ
1. すべての特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらに関する権利に関する手続並びにこれらの権利の放棄並びにこれらの手続の取下げ
1. すべての特許出願に関する出願公開の請求
1. すべての特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願及び書換登録の申請に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
1. すべての他人の特許出願についての出願審査の請求
1. すべての他人の特許権、特許権の存続期間の延長登録、実用新案権、意匠権、商標権及び防護標章登録に基づく権利に関する無効審判の請求及びその取下げ
1. すべての他人の特許に関する特許異議の申立て及びこれらの取下げ
1. すべての他人の商標(防護標章)登録に関する登録異議の申立て及びその取下げ
1. すべての他人の商標権に関する商標登録の取り消しの審判の請求及びこれらの取下げ
1. 上記手続に関する復代理人の選任及び解任
1. すべての国際出願に関する一切の件

住 所(居 所)

氏 名(名 称)
(代表者)

委 任 状

西暦 年 月 日

私は、識別番号 100210804(弁理士) 榎 一 氏 をもって、代理人として下記事項を委任します。

記

1. 特願 一 号(以下「本件出願」という)に関する手続並びに本件出願に関する出願の放棄及び出願の取下げ
1. 本件出願から実用新案登録出願への変更
1. 本件出願から意匠登録出願への変更
1. 本件出願に基づく特許法第41条第1項の規定による優先権の主張及びその取下げ
1. 本件出願に基づく特許権に関する手続並びに本特許権の放棄並びにこれらの手続の取下げ
1. 本件出願に関する出願公開の請求
1. 本件出願に関する拒絶査定に対する審判の請求及びその取下げ
1. 本件出願に係る特許に対する特許異議の申立てに関する手続
1. 本件出願に係る特許、及び特許権の存続期間の延長登録に対する無効審判の請求に関する手続
1. 本件出願に係る特許権に関する訂正の審判の請求
1. 上記手続に関する請求の取下げ、申請の取下げ又は申立ての取下げ
1. 上記手続に関して行政不服審査法に基づく諸手続をなすこと
1. 上記手続に関する復代理人の選任及び解任

住 所(居 所)

氏 名(名 称)
(代表者)

受任の際のコンフリクトのセルフチェックリスト

・依頼を受けようとしている事件は、弁理士法第31条各号のいずれかに該当するか？
　　はい・いいえ

・依頼を受けようとしている事件は、弁理士法第48条第1項各号のいずれかに該当するか？
　　はい・いいえ

・依頼を受けようとしている事件は、弁理士法第48条第2項に該当するか？
　　はい・いいえ

・依頼を受けようとしている事件は、弁理士法第48条第3項各号のいずれかに該当するか？
　　はい・いいえ

※受任しようとする事件について、上記のとおりコンフリクトを確認した。

年　月　日
はじめ国際特許事務所
弁理士 榎 一 印

弁理士法

第三十一条(業務を行ひ得ない事件)

弁理士は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 公務員として職務上取り扱った事件
- 五 仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
- 六 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
- 七 社員又は使用人である弁理士として特許業務法人の業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの

第四十八条(特定の事件についての業務の制限)

特許業務法人は、次の各号のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、第三号に規定する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一 相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
- 二 相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
- 三 受任している事件の相手方からの依頼による他の事件
- 四 第三項各号に掲げる事件として特許業務法人の社員の半数以上の者が関与してはならない事件
- 2 特許業務法人の社員等は、前項各号に掲げる事件については、自己又は第三者のためにその業務を行ってはならない。
- 3 特許業務法人の社員等は、当該特許業務法人が行う業務であって、次の各号のいずれかに該当する事件に係るものには関与してはならない。
 - 一 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件
 - 二 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
 - 三 社員等が公務員として職務上取り扱った事件
 - 四 社員等が仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件
 - 五 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件であって、自らこれに関与したもの
 - 六 社員等が当該特許業務法人の社員等となる前に他の特許業務法人の社員等としてその業務に従事していた期間内に、その特許業務法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるものであって、自らこれに関与したもの